平成26年度第2回富山県環境審議会 議事録 (概要)

- 1 第11次鳥獣保護事業計画の変更について (諮問)
- 2 富山県ニホンザル保護管理計画の変更について (諮問)
- 3 富山県ツキノワグマ保護管理計画の変更について (諮問)
- 4 富山県イノシシ保護管理計画の変更について (諮問)

(委 員)

ニホンザル保護管理計画の区域は群れが確認されている県東部となっているが、県西部には群れがいないのか、または問題にならないのか、理由があれば教えてほしい。

(事務局)

県東部では群れの生息が確認されている。県西部も個体の生息が確認されているが、 計画の策定時に人間への被害を与えるような群れがいないことを確認のうえ、定めたも のである。

(部会長)

県西部にはニホンザルの群れが生息していない。県西部は白山系統に入るが、例えば 上平、平にも群れはいない。時々新聞報道されるケースは離れザル(雄が群れから一時 離れ、また戻る)であり、こうした離れザルは県内各地や平野部でも存在する。

(委 員)

県西部は、人間の生息域とニホンザルの生息域が重複していないということか。

(部会長)

そうである。いわゆる五箇三村にも被害は出ていない。

(委 員)

今回の鳥獣保護法の改正は、担い手育成など期待できる部分もあるが、改正法に定義された「保護」と「管理」を区分したことについて、実際に可能なのか、国においても議論はされたようであるが、なかなか難しいと感じている。

資料1に記載された、鳥獣の「保護」には「生息地の範囲を維持すること」という記載があり、資料2及び資料3の現行保護管理計画は「地域個体群を安定的に維持」等の文言があることから、「管理」ではなく、「保護」計画ではないかとも思う。

しかし、参考資料の法令抜粋には、第7条の2に規定する第二種特定鳥獣管理計画については、第14条に狩猟期間の延長や休猟区でも特定鳥獣の捕獲が可能と記載されている。計画を策定することによる効果を考えると、第二種管理計画を選択する形になるとも思う。問題点の整理は合っているか。

(事務局)

委員ご指摘の問題については、事務局としても同じ問題意識を持っている。法改正の発端となった、ニホンジカやイノシシは、当県において明治以降 100 年間ほぼ存在しなかった種であることから、減少させることについてはあまり問題にならないと考えている。一方、ニホンザルやツキノワグマは、単純に減少させればよいというものではなく、しかし、人との軋轢を生じている動物であるため「管理」の部分も必要という、両面か

らの「保護管理」計画であったと認識している。「保護」か「管理」か、計画上はどちらかに定めることとなるが、全ての種を減少させるものではないと認識しており、そこは割り切って、どちらかの計画に位置づけたいと考えている。

(委員)

「保護」計画と「管理」計画は、種ごとに二者択一なのか。両方策定してもよいのか。 根拠があればお示しいただきたい。

(事務局)

地域個体群ごとの策定は可能と聞いており、ある地域では「管理」計画、ある地域では「保護」計画として定めることは可能である。ただし、地域が重複することは整合性が取れないため、考えられないと認識している。例えば、ニホンザルは県東部を「管理」計画、県西部を「保護」計画として策定することもあり得る、と理解している。

(会 長)

「保護管理」であれば、地域の実情に応じて定めることになると思うが、人間の生活に影響を与えているような鳥獣に関して、「管理」を強調できるようなシステムを構築するための法改正ではないかと思う。

計画期間中、生息状況が変わった場合、データも変わると思うが計画年度内でも変更は可能なのか。また、県東部と県西部とで異なる計画を策定する場合は、新たな調査を行うのか。

(事務局)

策定までの期間が限られており、タイトなスケジュールである。新たな調査は困難だが、これまでの調査データのうち、策定時に反映されていないデータについては、必要な変更を加えたうえで計画に反映したい。

(部会長)

鳥獣の新しい生息数の把握は、なかなか困難であると考える。また、鳥獣を管理する、 駆除することについては、委員のお考えもあると思う。既存データや専門家の知見をい ただきながら、策定していきたい。

5 鳥獣保護区特別保護地区の指定について(報告)

<質疑事項なし>

- 6 各所属からの主な施策の取組状況について(報告)
 - ・とやま温暖化ストップ計画の改定、とやまエコ・ストア制度の普及・拡大 新幹線開業!ピカピカとやま一斉清掃運動、富山県地球温暖化防止県民大会
 - ・立山におけるバスの排出ガス規制及び希少野生動植物保護の取組み
 - ・富山県水質環境計画(クリーンウオーター計画)の改定

(委 員)

立山の自然保護について、新しい取組みが始まり、喜ばしい。ただ、外来植物の除去 について取組みが足りないと、ナチュラリストとして感じている。県が主体的になって 取組みを強化拡大してほしい。

(会 長)

とやま温暖化ストップ計画について、発電エネルギーが原子力から火力に変わったことにより、温暖化の抑制が進んでいないと発言されていたが、富山県は原子力発電の影響はないのではないか。何か明確なデータはあるのか。

(事務局)

富山県は、北陸電力管内で発電する電力を使っているため、富山県も計算上、志賀原 発の影響は受けることになる。

(会 長)

今後、温暖化を抑制していくには、この部分は、かなり影響が大きいということか。 (事務局)

計算上、原子力発電が減少し、火力発電が増えると、二酸化炭素の排出は増える。 こうしたなか、現在、北陸電力は火力発電の一部をLNG(液化天然ガス)に移行す る発電所の建設を、平成30年度の稼動予定で進めており、それにより、二酸化炭素が 大きく減少する見込みである。

(小委員長)

原発に関しては、県単位での議論はなかなか難しいが、国全体の施策や対応を考慮しながら計画の改定を進めてまいりたい。